

- 令和5年8月の部会の審議結果を9月の親会で報告のうえ、令和5年9月21日付けで「大阪府がん診療拠点病院指定要件」の改正を行い、府拠点病院に対して発出を行った。
- 改正後の府の指定要件において、充足することができない要件があったため、当該要件の削除の可否についてご審議いただきたい。
- なお、肺がん拠点病院の指定要件において、同様の取り扱いとすることの可否についてもご審議いただきたい。

| 臨床研究及び調査研究   |   |   |
|--|---|---|
| 府指定要件 (R5.9.21発出)  | 府要件 (改正案)   | ご議論いただきたい点  |
| (新旧対照表 P12)<br>5 臨床研究及び調査研究<br><br>(1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。 | 5 臨床研究及び調査研究<br><br>(1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。 | ○【新】研究の協力依頼に関する連絡先の登録について<br><br>・国指定の拠点病院以外の病院が、国立がん研究センターに研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を登録することは不可能であるため、登録についての文言を削除して良いか。 |